

会員候補者及び連携会員候補者の推薦に当たっての留意点

日本学術会議会員候補者及び連携会員候補者の推薦に当たっては、科学者コミュニティの代表として日本学術会議が持つ諸機能並びに会員及び連携会員の使命及び役割を踏まえ、科学者としての見識と判断に基づいて推薦を行ってください。

なお、新分野からの選出や多様な構成員（男女共同参画の推進、若手研究者、地域活性化の視点、産業分野からの選出）になるよう配慮してください。

1 基本的認識

会員及び連携会員は、日本学術会議憲章（平成20年4月8日発出日本学術会議声明）に定める義務と責任を自律的に遵守することが求められている。

<http://www.scj.go.jp/ja/scj/charter.pdf>

2 日本学術会議が持つ諸機能

ア 政府・社会に対する提言

政府や社会に対して、科学者としての専門的、複眼的、俯瞰的かつ信頼性のある勧告・提言等を行うこと。

イ 国際的な活動

地球規模の課題に対して、各国の科学者と連携して、科学的知見に基づく政策提言を戦略的に発出するなど、国際的な学術団体の活動へ積極的に参画貢献し、我が国を代表して科学者の国際協力体制を構築すること。

ウ 科学リテラシーの普及・啓発

日本学術会議会員及び連携会員自らが先頭に立って科学の魅力について語り、国民、特に青少年の科学力増進に寄与すること。

エ 科学者間ネットワークの構築

科学者間交流を推進し、科学者コミュニティ内の連携・協力体制を強化することにより緊密な科学者間ネットワークの構築を図ること。

3 会員及び連携会員の使命及び役割

ア 日本学術会議に期待される諸機能を果たす必要があること。

イ 学術の最新の動向に精通した科学者を中心に、学術に関する優れた研究・業績を有し、かつ日本学術会議の使命と役割を十分理解している必要があること。

ウ 自身の学問領域にかかわらず、総合的・俯瞰的視点に立脚し、かつ学術の将来動向等も含めた幅広い識見によって日本学術会議の委員会審議などの諸活動を積極的に行う必要があること。

4 会員及び連携会員の位置付け

別表のとおり。

会員と連携会員の位置付け

別紙2-別表

種別 (根拠規定)	役割等	選考・任命等	任 期	再任の制限	定年	会員・連 携会員候 補者の推 薦	備考 (位置付け)
会員 (法第7条)	日本学術会議(=総会)を組織。(法第7条第1項) 部に所属。(法第11条第4項) 幹事会は会長・副会長・各部の役員で構成。(法第14条第2項) 会長は会員の互選。(法第8条第2項) 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て会長が指名。(法第8条第3項)	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦。(会則第8条第1項～第3項) 内閣総理大臣が任命。(法第7条第2項) 特別職の国家公務員(非常勤)	6年 (法第7条第3項) 補欠の会員は前任者の残任期間(法第7条第4項)	再任不可 (法第7条第5項、附則第6条第3項) 補欠の会員は1回に限り再任可(法第7条第5項ただし書)	70歳	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	会員・連携会員合わせて約2200名の執行役員的な位置づけとして日本学術会議の運営に携わる。 したがって、総会や部を構成し、運営に関わる事項の審議・決定を行う。 (機能別委員会及び分野別委員会の委員長が会員に限られているのもその趣旨による。)
一般の連携会員 (注1) (法第15条、 令第1条第1項、 会則第7条第2 項)	会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う。(法第15条第1項) 委員会及び分科会等を組織。(法第15条の2) 【機能別及び分野別委員会の委員長になることはできない。(細則別表第2及び内規第10条)】	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。 幹事会が候補者を決定。(会則第8条第1項、第2項、第4項) 会長が任命。(法第15条第2項) 一般職の国家公務員(非常勤)	6年 (令第1条第1項) 6年未満の必要な期間を定めることも可 (会則第7条第2項)	2回まで再任可 (任命時点で70歳以上は、当該任期限り) (会則第12条第1項)	—	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	委員会及びその分科会等の委員として、また、国際活動において、会員と連携し一体となって活動を行う。
特任の連携会員 (注1) (法第15条、 令第1条第1項、 会則第7条第1 項)	国際業務又は委員会(機能別委員会本体を除く。)の特定の専門的事項の審議に参画。 【国際学術団体の役員の任期中、課題別委員会の設置期間、又は常置の委員会(注2)及びその分科会等では特定の専門的事項の審議が行われている期間、必要な期間任命】(会則第7条第1項)	委員会の委員に委嘱すべき者を特任の連携会員候補者として、別に定めのある場合を除き、原則として各部が幹事会に推薦。 幹事会が候補者を決定。(会則第8条第5項) 会長が任命。(法第15条第2項)	3年以下 (会則第7条第1項)	再任の制限なし (会則第12条第3項)	—	なし (会則第8条第1項)	会員及び一般の連携会員のみで担うことの困難な専門的事項の審議や国際活動に専門委員的に参画するため、必要な任期に限って任命される。

(注1)「一般の連携会員」、「特任の連携会員」等の名称は便宜上のもの。

(注2)「常置の委員会」とは、機能別委員会及び分野別委員会を指す。なお、この他に、課題別委員会等を総称して「臨時の委員会」と呼んでいる。